

愛知産業大学短期大学専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知産業大学短期大学学則（以下「学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、愛知産業大学短期大学専攻科（以下「本専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本専攻科は、学則第1条に掲げる目的に従って、短期大学の教育の基礎の上に精深な程度において専門分野に関する学術について教授し、その研究を指導することを目的とする。

2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別表1に定めるとおりである。

(専攻及び学生定員)

第3条 本専攻科に次の専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

国際コミュニケーション専攻 入学定員20人 収容定員40人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本専攻科の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、休学した期間は在学期間に含まれない。

(学年)

第5条 本専攻科の学年は、学則第4条の規定を準用する。

(授業科目)

第6条 本専攻科の授業科目は、専攻科教育課程科目に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第2に定めるところによる。

(所要単位の取得)

第7条 学生は、別表第2の教育課程表のうち履修方法の欄に定める方法にしたがい、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、62単位以上修得しなければならない。

(授業科目、単位の計算方法、履修方法、成績評価、単位授与)

第8条 本専攻科の単位、授業期間、単位の授与については、学則第18条から第28条までの規定を準用する。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者(ただし、法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (8) 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(入学の出願、入学者の選考、入学手続き及び入学許可)

第11条 本専攻科の入学の出願、入学の選考、入学手続き及び入学許可については、学則第7条から第9条までの規定を準用する。

(再入学、学籍、退学、休学、休学の期間、復学、除籍、復籍)

第12条 本専攻科学生の再入学、学籍、退学、休学、休学の期間、復学、除籍、復籍については、学則第10条から第17条の規定を準用する。

(専攻科の修了要件)

第13条 本専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(学位授与機構による学位の授与)

第14条 本専攻科を修了した者で、62単位以上を修得したものは、学位授与機構が行う学士の学位授与に申請することができる。

2 学位授与機構が行う審査に合格した者には、学位授与機構から学士(文学)の学位が授与される。

(表彰、懲戒)

第15条 本専攻科の表彰、懲戒については、学則第45条から第47条までを準用する。

(入学選考料等の金額及び納付の方法)

第16条 本専攻科の入学選考料、入学金及び授業料の金額は別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、休学期間に係る授業料等については別に定める。

(納入時期)

第17条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、希望により分納を認めることができるものとする。

(学費の取扱)

第18条 納入した入学選考料及び学費は、原則として返還をしない。ただし、入学辞退者については、別に定める

(科目等履修生)

第19条 本学の学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを専攻科科目等履修生として許可することがある。

2 専攻科科目等履修生に係る授業料等については、別に定める。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、第16条別表3については、平成30年度以前の入学生にあたっては、当該入学時の規則を適用する。

附 則

この規則は令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。